

## 滝沢市排水設備設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定による処理区域（以下「処理区域」という。）内において、公共下水道に接続するために排水設備の設置をしようとする者に対し、予算の範囲内において、滝沢市排水設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滝沢市補助金交付規則（昭和33年滝沢村規則第34号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (2) 浄化槽 合併処理浄化槽及び単独浄化槽をいう。
- (3) 住宅等 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、処理区域内の公共下水道に接続するために、排水設備を設置しようとする住宅等の所有者又は賃借人で設置について所有者から承諾を得た者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人であること。
- (2) 新築でない既存の住宅等であること。
- (3) 現在公共下水道に接続していないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 世帯全員の市町村民税の所得割課税額の合計が8万円以下であること。
- (6) 市税、下水道受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は、滝沢市長が施行し、下水道本管工事が完成した年度の翌年度までに行う工事（平成29年度供用開始区域にあつては当該供用開始日から3年以内に行う工事、平成30年度及び令和元年度供用開始区域にあつては令和2年度までに行う工事）で、既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するために行う屋外排水設備の設置工事とする。

### (補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する屋外排水設備の設置工事延長（10センチメートル未満の端数は切り捨てる。）に1メートル当たり5千円を乗じた額とし、10万円を限度とする。ただし、この額に1千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、滝沢市排水設備設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者権限を行う市長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る設計図書
- (2) 排水設備計画工事確認申請書の写し
- (3) 兼用住宅は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していることが分かる書類
- (4) 住宅等の賃借人が申請者のときは、所有者の承諾書
- (5) 申請者の納税証明書(滞納のない証明書)
- (6) 滝沢市補助金交付規則(昭和33年滝沢村規則第34号)第3条第4号に定められた書類
- (7) その他管理者権限を行う市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 管理者権限を行う市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、滝沢市排水設備設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定したときは、滝沢市排水設備設置事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者にそれぞれ通知する。

2 管理者権限を行う市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき(軽微なものは除く。)又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、滝沢市排水設備設置事業変更等承認申請書(様式第4号)に第6条に掲げる添付書類のうち変更が生じる書類を添えて管理者権限を行う市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者権限を行う市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認すると決定したときは、滝沢市排水設備設置事業変更等承認通知書(様式第5号)により、承認しないと決定したときは、滝沢市排水設備設置事業変更等不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者それぞれに通知する。

3 管理者権限を行う市長は、前項に規定する変更等の承認をした場合においては、当該変更に伴い、補助金の交付決定の変更を要するときは、滝沢市排水設備設置事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号の2)により、補助事業者へ通知する。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後20日以内又は当該年度2月末日のいずれの早い日までに滝沢市排水設備設置事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して管理者権限を行う市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る竣工図

(2) 排水設備工事完了届の写し

(3) その他管理者権限を行う市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 管理者権限を行う市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い、報告書が補助事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、滝沢市排水設備設置事業補助金請求書(様式第8号)により補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 管理者権限を行う市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 管理者権限を行う市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、管理者権限を行う市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に交付決定された補助金額又は変更を承認された補助金額については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の滝沢市排水設備設置事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。